

福井県医師会届出件数（平成 21 年）：遡り調査回答は含まない

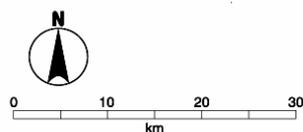
	医療機関名称	届出数
がん 拠点 診療 病院 連携	福井県立病院	1,295
	福井大学医学部附属病院	901
	福井県済生会病院	2,038
	福井赤十字病院	1,384
	国立病院機構福井病院	90
	小計	5,708
福井・ 坂井 医療 圏	福井総合病院	87
	福井循環器病院	51
	福井厚生病院	189
	田中病院	19
	小林病院	52
	藤田記念病院	12
	辻医院	1
	坂井市立三国病院	52
	向坂内科医院	1
	藤田医院	12
	小計	476
	奥越 医療 圏	福井社会保険病院
木下医院		10
小計		110
丹南 医療 圏	公立丹南病院	141
	木村病院	9
	斎藤病院	24
	斉藤医院	7
	中村病院	57
	岩堀病院	6
	越前外科内科医院	3
	月岡医院	9
	福田胃腸科外科	19
	東武内科外科クリニック	21
	小計	296
嶺南 医療 圏	市立敦賀病院	207
	千葉医院	4
	公立小浜病院	79
	木村医院	3
	小計	293
県外	加賀市民病院	8
	舞鶴共済病院	100
	小計	108
総数		6,991

福井県の2次医療圏とがん診療連携拠点病院

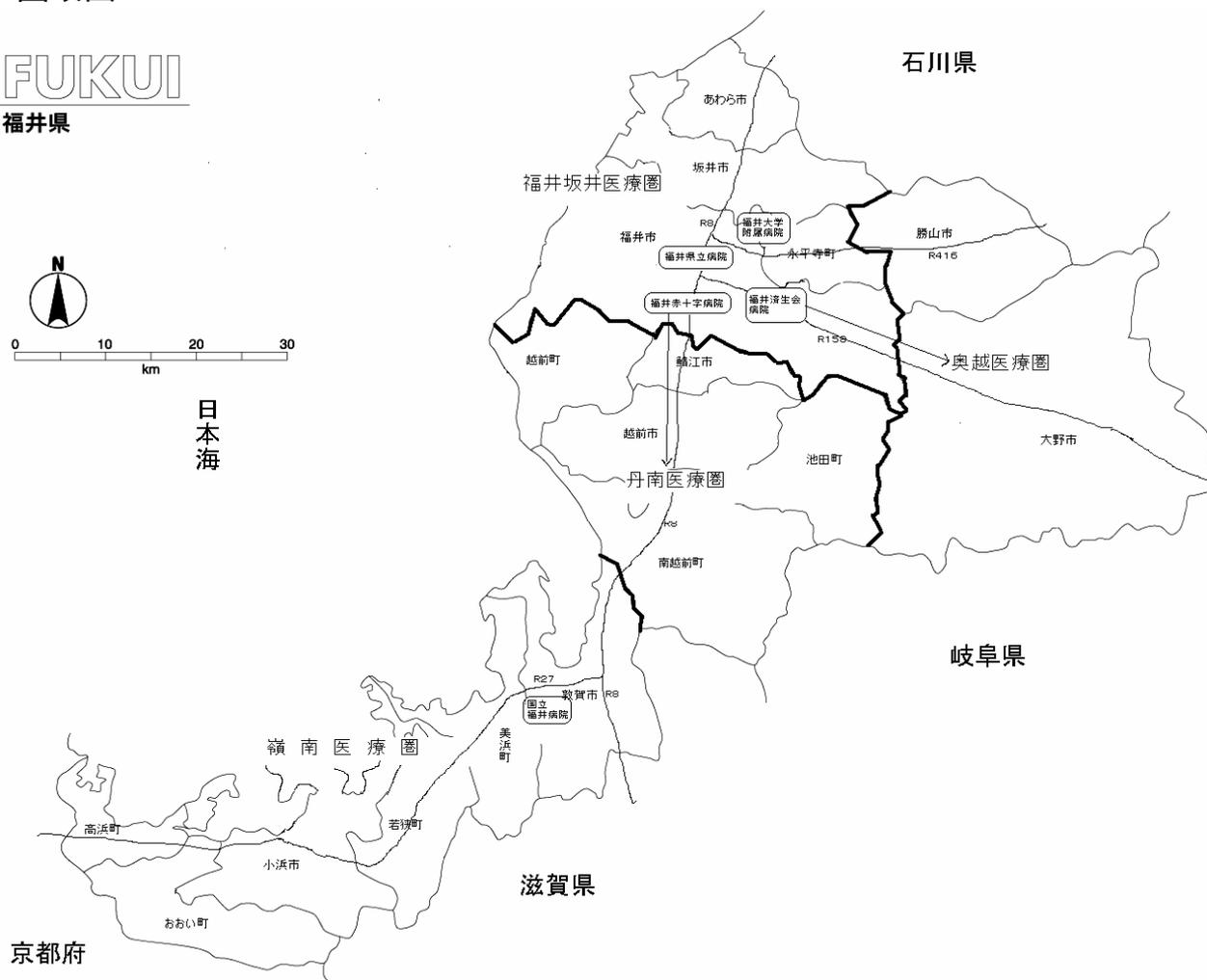
1. 圏域図

FUKUI

福井県



日本海



2. 概要

(平成22年 9月 1日現在)

2次医療圏名	面積(km ²)	人口	人口割合(%)	人口密度	病院数	がん診療連携拠点病院数
福井・坂井	957.41	408,877	50.8	427.1	38	2
奥越	1,125.98	60,818	7.6	54.0	6	1
丹南	1,007.02	190,463	23.6	189.1	20	1
嶺南	1,099.18	145,214	18.0	132.1	11	1
計	4,189.59	805,372	100.0	802.3	75	5

※面積は、平成21年10月1日現在(国土地理院)

※人口は、平成22年9月1日現在(推計)

廻り調査（平成 22 年度実施、平成 19 年死亡小票由来）

医療機関名	依頼数
丸山記念総合病院	1
新八千代病院	1
石川県立中央病院	1
名古屋市立東市民病院	1
舞鶴共済病院	3
舞鶴医療センター	8
京都大学病院	2
堀澤病院	1
堀川病院	2
京都第2赤十字病院	2
京都桂病院	1
東舞鶴病院	1
医療法人ペガサス馬場記念病院	1
大手前病院	1
財団法人 松原病院	4
福井県立病院	38
福井赤十字病院	12
福井県済生会病院	7
福井総合病院	14
福井循環器病院	1
安川病院	12
岩井病院	7
(医)慈豊会 田中病院	4
藤田記念病院	1
(医)初生会 福井中央クリニック	3
富永病院	3
福井温泉病院	4
大滝病院	14
(医)福井愛育病院	1
福井リハビリテーション病院	4
(医)健康会 嶋田病院	5
(医)厚生会 福井厚生病院	4
福井大学医学部附属病院	58
光陽生協クリニック	2
光陽生協病院	6
つくし野病院	21
(医)幸和会 西浦病院	2
富澤クリニック	1
(医)幸若会 打波外科胃腸科医院	2
大滝外科胃腸科病院	2
(医)雄久会 奥村外科胃腸科	2
清水内科循環器医院	1
(医)英和会 貴志医院	1
嶋田医院	1
(医)村上内科医院	1
多田医院	1
高雄苑医務室	2
(医)元和会 野村内科医院	2
いわき医院	1
新田塚ハイツ	2
(医)ドクター・ズー	1
坂井市立三國病院	8
宮崎病院	11
(独)国立病院機構 あわら病院	11
(医)聖仁会 藤井医院	2
加納外科病院	2
木村病院	19
荒川外科病院	1
(医)福岡内科クリニック	1
(医)キムクリニック	2
春江病院	16
藤田神経内科	16
野村医院	1
横垣クリニック・ケアハイツ芦原	2
(医)越仁会こしの医院	1
清翔会尾崎病院	9
阿部病院	4

医療機関名	依頼数
(医)キラキラ会 松田病院	6
広瀬病院	6
社会福祉法人 大野和光園診療所	1
恩賜財団福井県済生会聖和園	1
広岡クリニック	1
山川病院	2
ビハラー大野	1
福井社会保険病院	7
木下医院	4
佐々木胃腸科外科医院	3
(医)寿芳苑 竹下中央内科	1
(医)芳泉会 芳野医院	9
木村病院	6
公立丹南病院	10
広瀬病院	2
斎藤病院	3
高野病院	5
(医)一乗医院	3
谷川病院	4
(財)今立中央病院	7
(医)伊部病院	1
越前町国民健康保険 織田病院	4
高村病院	11
馬場医院	1
(医)佐々木医院	1
渡辺内科医院	2
医療法人 秀英会 両林医院	2
越前診療所	1
清水町国民健康保険診療所	1
やすらぎ荘医務室	3
五岳園医務室	1
藤田医院	1
(医)林病院	40
(医)相木病院	2
関医院	2
(医)笠原病院	11
(財)中村病院	6
岩堀病院	3
池端病院	2
シルバーケア日野	2
今庄診療所	4
山本内科医院	2
東武内科外科クリニック	1
(医)中村医院	1
(独)国立病院機構 福井病院	42
市立敦賀病院	38
(医)明峰会 木村病院	6
レイクヒルズ美方病院	5
(医)敦賀温泉病院	1
泉ヶ丘病院	8
敦賀生協診療所	2
美浜町丹生診療所	1
湖岳の郷医務室	1
杉田玄白記念 公立小浜病院	38
若狭町国民健康保険 上中病院	8
社会保険高浜病院	17
小津外科医院	4
高浜町国民健康保険和田診療所	2
おおい町保健・医療・福祉総合施設診療所	6
田中病院	5
西津診療所	1
小計	751

依頼数 751
 回答数 576
 回答率 76.7%

生存確認調査（平成 22 年度実施、平成 16 年罹患者調査）

市町名	件数
福井市	748
敦賀市	148
小浜市	33
大野市	84
勝山市	46
鯖江市	160
あわら市	63
越前市	232
坂井市	203
永平寺町	36
池田町	10
南越前町	32
越前町	59
美浜町	40
高浜町	9
おおい町	9
若狭町	37
合 計	1,949

福井県悪性新生物（がん）患者登録事務要領

1. 目的

この調査は、福井県における悪性新生物（がん）患者の実態を把握するために、県下全医療機関の協力を得て、悪性新生物（がん）患者を調査登録し、その解析をもとに、福井県がん対策の推進に寄与することを目的とする。

2. 実施主体

福井県は、福井県医師会および全医療機関の協力ならびに地域の後援・援助を得て実施する。

3. 福井県がん委員会の協力

がん登録を円滑に効果的に行うため、福井県がん委員会の指導、助言を得るものとする。

4. 調査対象

- (1) 調査登録の対象となる疾病は、すべての悪性新生物および性質不詳の新生物（第9回修正国際疾病分類の140～208および230～239に該当）とし、昭和60年1月1日以後、毎年診断した患者について、調査登録するものとする。
- (2) 昭和60年1月1日以後毎年悪性新生物（がん）患者で、死亡したもの。

5. 調査方法

県内の医療機関の医師は、次の事項に該当する患者について、悪性新生物患者届出票に所要事項を記入するものとする。

(1) 生存患者

- 新患者 はじめて悪性新生物（がん）と診断されたもの。（疑い患者もふくむ）
- 再発患者 治療が終了または治療を中止している者で、再び悪性新生物（がん）に罹患したと診断されたもの。
- 重複患者 届出済の患者で、新たに他の悪性新生物（がん）に罹患したと診断されたもの。
- 確定した患者 届出済の疑い（疑診）患者で、診断が確定した患者。

(2) 死亡患者

- 年内死亡患者 悪性新生物患者で、年内（1月1日～12月31日）に死亡したもの。

6. 患者届出票の配布

患者届出票は、福井県医師会よりそれぞれの全医療機関に配布するものとする。さらに、直接届出票の送付申込みのあった場合は直ちに送付する。

7. 届出票の提出方法

患者届出票の提出は患者の秘密保持に留意し、所定の封書により登録室あて送付するものとする。

8. 調査票提出の時期

昭和60年1月1日以後悪性新生物（がん）患者発生ごとに、患者届出票に記入の上送付されることとする。

9. 登 録

登録室は、患者届出票の送付を受けたときは、患者ごとに所要事項を登録する。

10. 死亡小票写しと照合

福井県は、死亡小票転写票により調査登録にかかる照合を行う。

11. 事後追跡調査

補充調査および追跡調査を行う場合は、福井県医師会が主治医の協力を得て実施するものとする。

12. 関係機関・関係団体・専門医会の協力

本事業は、県下の医療機関その他研究機関・関係機関・関係団体・専門医会の全面的な協力を得て行うものとする。

13. 秘密の保持

この業務に従事した医師、その他の関係者は業務上知り得た患者に関する秘密については、これを厳守するものとする。

14. 個人との接触

登録室は、主治医の許可なく患者個人に、直接接触しないものとする。

15. 結果の公表

福井県は、集計・解析した結果を医療機関ならびに関係機関へ送付し公表する。

また、公表する資料以外の資料照会に関して特別に要望があれば、がん委員会で検討するものとする。

福井県がん登録データ管理取扱規約

一般則

- 1 がん登録の作業に関与する者は、業務上知り得た個人並びに個々の医療施設の情報を他に漏らしてはならない。
- 2 登録等の際し、主治医の許可なく患者個人に直接接触してはならない。

細 則

1 入力

- (1) 登録事項の電算入力は、健康増進課長が指名した職員が行う。
- (2) 入力業務を業者に委託する場合には、情報の保護に関する誓約を事前に文書で行わせるものとする。

2 届出票原票等の管理

- (1) 届出票原票およびデータを入力したディスク類は、所定の保管庫に施錠し保管する。
- (2) 入力作業等により生じた不要の帳票、ディスク等はその都度廃棄または消去する。

3 届出内容についての医療機関への問い合わせ

- (1) 届出医に対する届出患者についての問い合わせは、健康増進課長または健康増進課長が承認した者が行う。
- (2) 電話により問い合わせる場合、電話相手が届出医であることを確認した後、問い合わせを行う。
- (3) 文書による問い合わせは、必ず（簡易）書留便で行う。
- (4) 届出医が退職等で連絡不能の場合は、がん登録担当医、病歴室担当者または医事課長に問い合わせを行う。

4 出張採録

福井県がん委員会届出票審査部会委員等が出張採録を行う場合は、予め相手機関に申請し、許可を得た上で出向し、所定届出票に必要事項のみ転記する。

5 情報提供

公文書公開制度に基づく情報の公開請求等については、福井県公文書公開条例の規定により処理するものとし、本規約は、これによらない情報提供について定める。

(1) データの利用の定義

データの利用とは、がん登録事業を日常業務にしていない者が、臨床目的や疫学研究、保健医療計画の策定、評価などの、がん登録事業が本来目指している目的のために福井県がん登録事業に蓄積された情報を閲覧したり複製等により外部に持ち出すことをいう。

(2) 提供する情報の形態

画面への表示、帳票、フロッピーディスク、光磁気ディスク、その他

(3) 提供する情報の制限

原則として、集計処理等により個人名が特定できないものに限る。

個人票は、個人名を特定できない形で提供する。ただし、利用目的上やむを得ない場合はこの限りではない。

(4) 事後の情報処理

利用者は事後速やかに利用した情報を健康増進課長に返還するか消去する。

(5) 利用手続き

①利用しようとする者は、福井県医師会がん登録委員会に利用目的等を記載した利用申請書に秘密保持の誓約書を添付して提出する。

②同委員会は、利用の適否について審議の上、その結果を福井県医師会長に報告する。

③福井県医師会長は、この報告を踏まえ利用の適否について意見を付して福井県健康増進課長に利用申請書類を送付する。

④健康増進課長は、この利用申請を適当と判断した場合は、利用を認める。

特に問題点があるときは、医師会長と協議して決定する。

⑤利用者は、事後速やかに報告書等利用成果物を文書にて同委員会を經由して福井県医師会長に提出する。

⑥県医師会長は、同成果物を審査の上、健康増進課長へ届け出る。

⑦県が行政目的に利用するときまたは他の行政機関から行政目的の利用依頼があった場合は、健康増進課長は医師会長と協議の上、その当否を判断する。

附 則 1 この規約は平成9年4月1日から施行する。

2 データ管理取扱い規約〔福井県医師会がん登録作業上のとりきめ〕(昭和63年8月7日施行)は、廃止する。

(誓約書 例)

誓 約 書

平成 年 月 日付けで利用申請を行った、福井県がん登録データの利用にあたっては、下記の事項を遵守することを誓約します。

平成 年 月 日

殿

申請者

印

記

- 1 利用通知書（申請書）に記載された目的以外にデータを使用しないこと。
- 2 利用通知書に記載されたデータの利用方法、期間を遵守すること。
- 3 利用通知書に記載された者以外の者にデータを閲覧させないこと。
- 4 利用通知書に記載された者に、責任をもって本誓約書に記載された事項を周知すること。
- 5 対象となった患者またはその家族に接触しないこと。
- 6 患者の受療した医療機関に接触する場合は、当課の承諾を得ること。
- 7 調査研究の結果を公表する場合には、患者が特定されないよう十分に配慮すること。
- 8 データの保管ならびに処分方法およびその時期は、利用通知書に記載されたとおりに行うこと。
- 9 その他、機密保持のために最大限の努力をすること。

(申請書 例)

平成 年 月 日

福井県がん登録データ利用申請書

福井県医師会
がん登録委員会 (御中) 殿

申請者
氏 名

印

福井県がん登録データ利用申請について

- 1 申請者
(申請者の住所、所属、職名等について明記)
- 2 利用の目的、理由等
(利用の目的、理由等について明記)
- 3 共同利用者
(共同利用者の住所、所属、職名等について明記)
- 4 申請するデータについて
(期間、部位、氏名、生年月日、医療機関名等を明記)
- 5 利用期間
- 6 その他

(申請のながれ)

